

琵琶湖海区漁業調整委員会告示第 号

琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷口 孝男

琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程

琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年滋賀県条例第 号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和 5 年滋賀県規則第 号)の規定の例による。

付 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年琵琶湖海区漁業調整委員会告示第 1 号は、廃止する。

琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程（新旧対照表）

現行	制定案
<p>○琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程 平成7年9月1日 琵琶湖海区漁業調整委員会告示第1号</p> <p>琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。</p> <p>琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程 琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報に係る滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）の施行については、知事の保有する個人情報の保護に関する規則（平成7年滋賀県規則第65号）の規定の例による。</p>	<p>○琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程 令和5年3月 日 琵琶湖海区漁業調整委員会告示第 号</p> <p>琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。</p> <p>琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程 琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報に係る<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滋賀県条例第 号）</u>の施行については、<u>滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則（令和5年滋賀県規則第 号）</u>の規定の例による。</p>
<p>付則 この規程は、平成7年10月1日から施行する。 付則（平成29年琵琶湖漁委告示第2号） この告示は、平成29年7月19日から施行する。</p>	<p>付則 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 2 平成7年琵琶湖海区漁業調整委員会告示第1号は、廃止する。</p>